

ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っているところ。

なお、ファミリー・サポート・センター事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業とされていたところだが、平成23年度からは、「現物サービスを拡充するための新たな交付金」の対象事業とされている。

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施市区町村(平成22年度)

- ・基本事業 637市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 75市区町村

○会員数 ※平成20年度末現在 ()は平成19年度末現在

- ・援助を受けたい会員 297,558人(256,787人)
- ・援助を行いたい会員 90,263人(88,107人)
- ・両方会員 36,238人(33,945人)

